

[事案 24-6] がん給付金等支払請求

・平成 24 年 7 月 18 日 和解成立

<事案の概要>

被保険者が過去にがんに罹患していた場合は、新たながん保険に加入できないことを通告する義務があったにもかかわらず、募集人はこれを怠ったとして、がん関連の給付金の支払いと特約を継続してほしいと申し立てがあったもの。

<申立人の主張>

募集人に対し、過去にがんの手術をした書類を提出し、他社にて既に契約しているがん特約付きの生命保険よりも保険料が安い商品があれば、現状の保険を解約し相手方会社の保険に乗り換えることを伝え、平成 22 年 12 月に保険に加入した。しかし、平成 23 年 11 月に左側癌性胸膜炎（肺腺癌疑い）により入院したことから、同年 12 月に給付金の請求手続きを行ったところ、平成 24 年 1 月に手術給付金付がん入院特約およびがん診断給付金特約が無効となる旨の通知を受けた。よって、募集人が、勧誘時に、がんの既往歴があれば新たながん保険に加入できないことを正しく説明していれば、他社にて既に加入していた保険を解約することなく給付金を受けられたのであるから、給付金を支払い、無効とされた特約を継続してほしい。

<保険会社の主張>

下記の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人に不適切な募集行為があったことは認める。
- (2) しかしながら、申立人は、がん責任開始日前にがんと診断確定されていることから、約款特約条項の規定によりがん関連特約は無効である。

<裁定の概要>

裁定審査会では、申立人および保険会社から提出された書面にもとづき審理を行ったところ、保険会社より和解案の提示があり、申立人の同意が得られたので、和解契約書の調印をもって解決した。